

養護者による障害者虐待の 防止と対応①

障害者虐待の防止に向けた取組
障害者虐待の早期発見に向けた取組

野村 政子

東都大学ヒューマンケア学部

養護者による障害者虐待の防止と対応 ①

獲得目標

障害者の安心で自立した生活のための虐待防止と早期発見に向けた取組と養護者支援の考え方を理解する。

内容

- 1 障害者虐待防止と早期発見に向けた取組
- 2 養護者支援

※養護者：障害者を現に養護するものであって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの。身の世話をしている家族、親族、同居人などが該当する。同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合がある。経済的虐待については養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれる（手引き3ページ）。

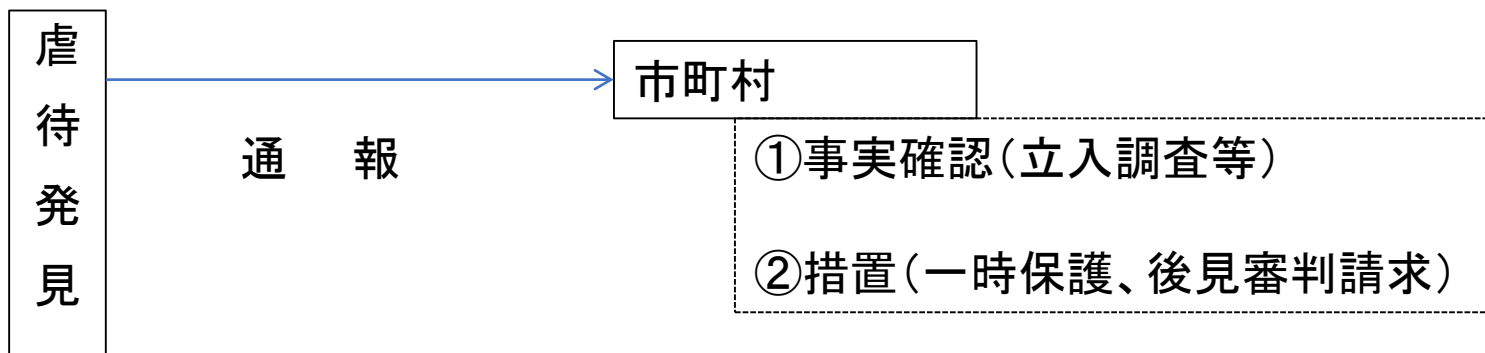
障害者虐待防止等のスキーム

(厚生労働省

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」)

【養護者による障害者虐待】

市町村の責務：相談等、居室確保、連携確保



【はじめに】障害者虐待の 防止と対応のポイント

- 1 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- 2 虐待の早期発見・早期対応
- 3 障害者の安全確保を最優先する
- 4 障害者の自己決定の支援と養護者の支援
- 5 十分な情報収集と正確なアセスメント・
個人情報保護法の対応について
- 6 関係機関の連携・協力による対応と体制
- 7 十分な説明と見通しを示す

1 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

- ・虐待が発生してからの対応よりも**未然に防止**することが最も重要
- ・**住民や関係者**に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する**正しい理解の普及**を図る
- ・障害者やその家族等が孤立することのないよう、**地域における支援ネットワーク**を構築する
- ・**養護者の負担軽減**を図る（必要な福祉サービスの利用を促進する等）

住民や関係者と協力して支援ネットワークをつくる

2 虐待の早期発見・早期対応

- ・問題が深刻化する前に**早期に発見**し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要
- ・**通報義務の周知**（国・地方公共団体のほか保健・医療・福祉・使用者等の関係者も早期発見に努める）
- ・地域組織との協力連携、ネットワークの構築等によって、**虐待を早期に発見し対応できる仕組み**を整える

住民や関係者と協力して支援ネットワークをつくる

3 障害者の安全確保を最優先する

- ・障害者の生命に関わるような緊急的な事態では
一刻を争う
- ・障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、**障害者の安全確保を最優先**するために入院や措置入所等の緊急保護を必要とする場合がある
- ・緊急的な保護を実施した場合には、**養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップ**が必要となる

組織的決定に基づき迅速かつ適切な対応をする

4 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

- ・本人の自己決定を支援する視点が重要
(法が目指すのは、障害者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすること)
- ・虐待している養護者を加害者としてのみ捉えがちだが、養護者が何らかの問題を抱えていることがあり、それが複合・連鎖的に作用し虐待に至っているという構造的な問題把握が重要。
- ・このような場合、一時的ななかかわりでは改善が望みにくいため、障害者の安全確保を最優先としつつ、積極的に養護者支援を展開していくことが求められる

養護者支援の視点が重要→関係機関との連携が必要

5 十分な情報収集と正確なアセスメント・

個人情報保護法の対応について

- ・障害者を取り巻く生活歴や生活状況についての十分な情報収集が大切
- ・組織としての正確なアセスメントが的確な判断につながる。(地域の関係機関と共同でアセスメントを実施することも重要)
- ・個人情報の取扱いについては、日頃から連携する行政組織内の他の部署や虐待対応協力者との間で共有しておくことが必要

日頃の備え・自治体組織内の連携・関係機関との連携

6 関係機関の連携・協力による対応と体制

- ・障害者虐待の発生には、様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援に当たっては障害者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要
- ・そのため、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要

日頃の備え・自治体組織内の連携・関係機関との連携

7 十分な説明と見通しを示す

- ・市町村は、**養護者**に対して、なぜ関わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを**丁寧に説明**し、改善に向けての**見通しを示す**ことが大切
- ・**障害者と養護者の双方**に対して、市町村の考え方を十分に伝え、また、**障害者や養護者等と一緒に考えながら**、今後の展望や障害者と養護者がすべきことを提示することが必要

障害者の安全確保が最優先
障害者の自己決定の支援と養護者の支援

Ⅰ 障害者虐待の防止に向けた取組

- ・虐待を未然に防ぐための取組が重要
- ・虐待を未然に防ぐための体制整備が必要

(Ⅰ) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

- ・住民の理解
- ・顕在化する前に虐待の芽に気付く
- ・広報・啓発：障害者虐待防止法の内容、
障害者の権利擁護、障害に関する正しい理解

住民の理解と協力を得る

【地域の特性】

- ・地域住民の生活は対象者別に切り分けられて存在するのではなく、総体として営まれている。
- ・住民とともに障害者虐待防止を通じて地域全体の幸せを考えるという発想

- ※児童虐待、高齢者虐待の担当部局との連携
(住民が相談しやすくなる。住民の協力を得やすくなる。)
- ※自治会・町内会、民生委員・児童委員との連携

地域共生社会の実現に向けた取組と 包括的な虐待防止

- ・「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『**地域共生社会**』を実現する。」（ニッポン一億総活躍プラン 2016年6月2日閣議決定）

上位計画

- ・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（厚生労働省 2017年12月12日・2021年3月31日改正）

【計画に盛り込むべき事項】

「**高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応**の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく**養護者又は保護者として支援**することや、起こり得る虐待への**予防策**の在り方」

I 障害者虐待の防止に向けた取組

(2) 養護者支援による虐待の防止

- ・家族全体の状況からその家族が抱える問題を理解する。
- ・リスク要因を有する家族には、その要因を分析し適切な支援を行う。

養護者支援

- ・常に、**養護者にも何らかの支援が必要である**と考えて対応する。（介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係、養護者の病気や障害等、複雑な要因が絡み合って虐待が生じている。）
- ・家族のこれまでの生活歴や人間関係を理解する。
家族関係の悪循環→家族の強みを見出す

養護者支援

- ①養護者との間に信頼関係を構築する。
- ②家族関係の回復・生活の安定
- ③養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、
ねぎらう。
- ④養護者への専門的な支援
 - ・障害者と養護者の支援を別の担当（チーム）で行う。
 - ・養護者支援を担当するチームにつながり、協働する。

I 障害者虐待の防止に向けた取組

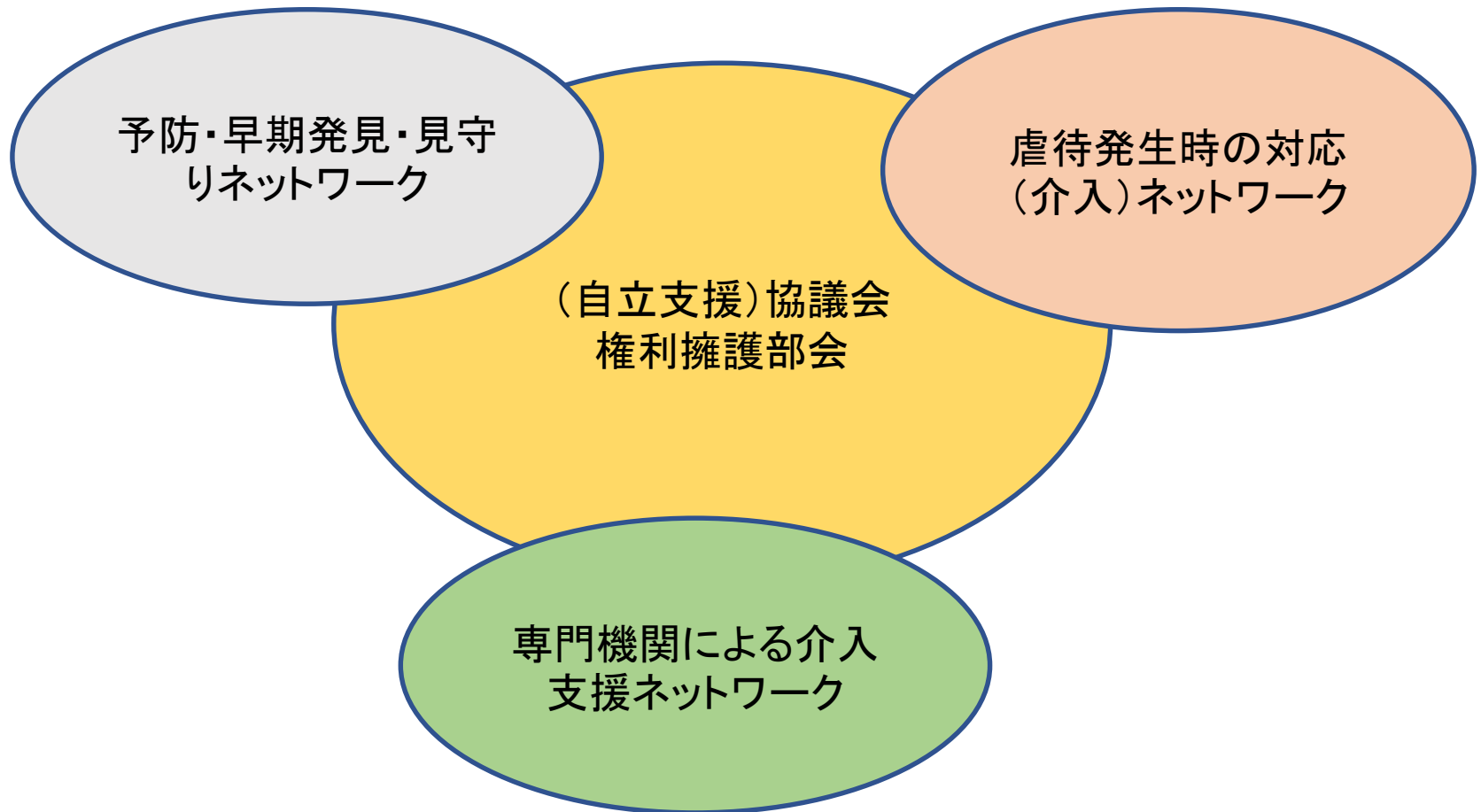
(3) 虐待防止ネットワークの構築

【連携協力体制の整備】

- ・市町村（第35条）、都道府県（第39条）

※ネットワーク構築には地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援事業が活用できる。

機能別の三つのネットワーク（例）



場・展開領域別の三つのネットワーク

- 高齢者虐待、児童虐待、障害者差別解消支援地域協議会などとの連携を考慮

①自治体組織内の連携ネットワーク

※社会福祉法：**地域共生社会**実現のための取り組み
市町村における**包括的な支援体制**

重層的支援体制整備事業（令和3年度～）

【地域福祉計画】（福祉分野の上位計画）

- ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援
- ・全庁的な体制整備

場・展開領域別の三つのネットワーク

②地域における関係機関との連携ネットワーク

- ・ネットワーク会議、事例検討

※養護者支援と関係機関（例）

- ・養護者の介護の知識が不十分：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者
- ・養護者が高齢で支援が必要：地域包括支援センター、介護支援専門員
- ・養護者の疾病：医療機関、保健所、保健センター
- ・経済的な困窮、多重債務等借金の問題：自立相談支援機関、弁護士、司法書士
- ・地域における孤立：民生委員・児童委員、自治会長・町会長、ボランティア団体、社会福祉協議会

場・展開領域別の三つのネットワーク

③地域住民をはじめとする様々な活動主体による見守り・早期発見のネットワーク

- ・住民の理解と協力→早期発見につながる

- ・広報・啓発活動の工夫

例：一方的な情報提供→**双方向性**

専門職と住民の協働の場

ケア会議
ワークショップ

2障害者虐待の早期発見に向けた取組

(1) 通報義務の周知

- ・障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない(第6条)
- ・虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない(第7条第1項)
- ・市町村:住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、早期発見につなげることが重要
- ・**障害者本人や養護者・家族**にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要

2障害者虐待の早期発見に向けた取組

(2) 早期発見に向けて

- ・不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さない。
- ・市町村において、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応（介入）ネットワークを構築することが重要。
- ・虐待として顕在化する前に、前兆としての差別や不当な扱い等の虐待の芽に気が付くことも大切。
- ・発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村虐待防止センターに通報する。
- ・通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならない（第8条）。通報者の秘密が守られることについても十分に周知する。

【課題】市区町村間で生じている 対応のばらつき

1 事実確認調査を行った件数の割合 ※

事実確認件数/相談等件数(都道府県別)

102% ⇔ 57%

約2倍

2 虐待と判断した件数の割合

虐待判断件数 ⇔ 相談等件数(都道府県別)

54% ⇔ 11%

約5倍

「障害者虐待防止法に基づく対応状況調査(令和3年度分)」より
H29 年度～R3年度の5か年分を合計し比較

※前年度に相談等を受け付け翌年度へ繰り越した件数が含まれる

1 事実確認調査不要・虐待ではないと判断した理由
・相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満とする回答が多く見られた。

⇒ 訴えの背景に見逃していることがないか？

2 虐待の判断に至らなかった理由

・被虐待者等の聞き取りから、虐待と判断するに足る情報を得られなかったとする回答が多く見られた。

⇒ 必要な情報を入手するよう努める！継続的な支援を！

3 初動対応の協議に管理職が参加した事例、虐待の有無の判断の協議に管理職が参加した事例はともに約8割にとどまった。

⇒ 手引き52、59頁：管理職の参加・組織的な決定

障害者の権利を守るために
自治体の組織内において職員同士が連携・協力し、
住民や様々な関係機関・関係者と協働で
だれもが安心して暮らせるまちづくりを
進めましょう！

ご清聴ありがとうございました。